

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付 償還免除対象となる特例貸付について

● 今回の手続きで免除対象となるのは 「緊急小口資金」および「総合支援資金の初回」

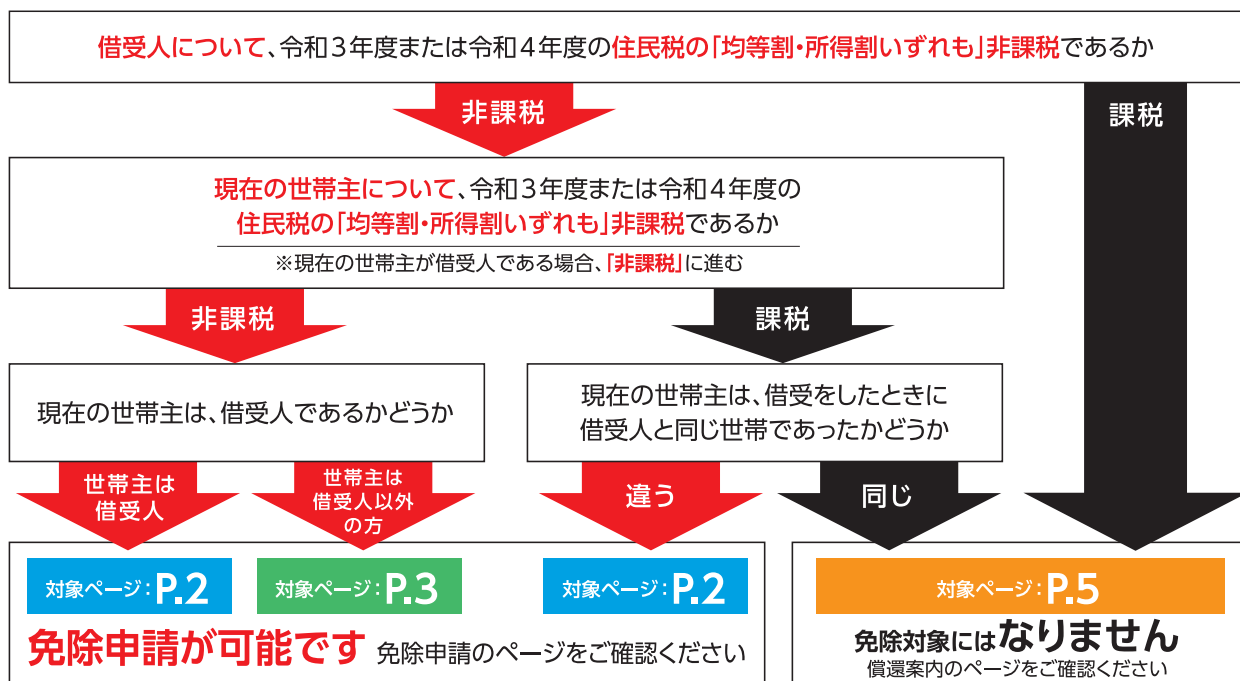
資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1か月～3か月目)	総合支援資金 延長 (4か月～6か月目)	総合支援資金 再貸付
償還免除の手続き時期	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

こちらの資金のみ対象

→ 令和5年、令和6年に順次ご案内

● 免除対象になるかの確認 フローチャート

★借受人と世帯主が異なる場合、提出していただく非課税証明は、同一年度のものとなります。



△ 償還免除を目的に世帯主を変更した場合や世帯分離をした場合は対象外となります。

● 本案内に記載されていること

- 1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ) P.2～P.4
- 2 今後の償還について(免除の対象にならない方へ) P.5
- 3 住所変更届・氏名変更届について(住所・氏名などが変わった方へ) P.6
- 4 其他のご案内 P.6
- 5 For Foreigners P.7

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉資金部(コロナ特例貸付担当)

【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9:30～16:00

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

フローチャートの結果 P.2 を案内された方

●このページの手続きに該当する方

1. 借受人が世帯主であり、令和3年度又は令和4年度のどちらかの年度の住民税(均等割・所得割の両方)が非課税である場合

または

2. 借受人が令和3年度又は令和4年度のどちらかの年度の住民税(均等割・所得割の両方)が非課税であり、世帯主は課税であるが借受時には別世帯であった場合

●必要書類①②③を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	償還免除申請書 ※同封しているA3の用紙の右側部分	☐
②	非課税証明書 (借受人のみ) ※均等割、所得割の両方が非課税である	☐
③	住民票 ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行のもの ・世帯主の記載のあるもの	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

※注意※ お知らせ(封筒)が複数届いた方は、①②③全て複数枚必要となります。ただし、①と②は、原本1通とその他はコピーでも構いません。

●申請期限

令和4年(2022年)9月30日(金)まで ※消印有効 ※郵送のみの受付となります

✓以下の書類を同封の返信用封筒に入れて切手を貼付の上郵送してください。

①償還免除申請書



②非課税証明書

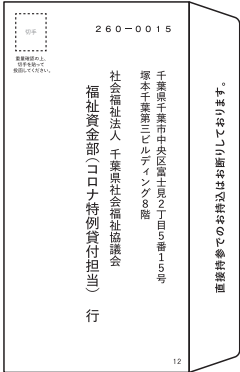
非課税証明書
(各市町村によって
呼称が異なります)

※横型の場合あり

③住民票

世帯全員の
住民票

返信用封筒



※「非課税証明書について」は P.4 も御参照ください

1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

フローチャートの結果 P.3 を案内された方

●このページの手続きに該当する方

★借受人と世帯主が異なる場合、提出していただく非課税証明は、同一年度のものとなります。

- ・借受人と世帯主が同一ではなく、借受人および世帯主が非課税である場合

●必要書類①②③を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください

項番 No.	申請に必要な書類	セルフ チェック欄
①	償還免除申請書 ※同封しているA3の用紙の右側部分	☐
②	非課税証明書 (借受人および世帯主) ※均等割、所得割の両方が非課税である	☐
③	住民票 ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行のもの ・世帯主の記載のあるもの	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

※注意※ お知らせ(封筒)が複数届いた方は、①②③全て複数枚必要となります。
ただし、①と②は、原本1通とその他はコピーでも構いません。

●申請期限

令和4年(2022年)9月30日(金)まで ※消印有効 ※郵送のみの受付となります

✓以下の書類を同封の返信用封筒に入れて切手を貼付の上郵送してください。

①償還免除申請書



②非課税証明書

非課税証明書
(借受人分)
(世帯主分)

※横型の場合あり

③住民票

世帯全員の
住民票



返信用封筒

260-0015

〒千代田市中央区常盤町2丁目5番15号
社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
福祉資金部(コロナ特別貸付担当)
行

※「非課税証明書について」は P.4 も御参照ください

1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

●非課税証明書について

住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる **非課税証明書** とは？

- ・お住まいの地域の市町村役場が発行する**個人の課税額について証明する書類(※)**を指します。
※各市町村役場にて呼称が異なります。④千葉市：市民税・県民税所得証明書
- ・確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、非課税証明書は発行されない場合があります。
- ・非課税証明の発行手数料の負担は、免除申請をされる方の負担となります。
- ・借受人と世帯主が異なる場合、借受人、世帯主は年度の異なる非課税証明書で免除の申請はできません。
双方同一年度のものが必要となります。

住民税の申告方法については、**お住まいの地域の市町村役場の課税担当**にお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1. 非課税証明書はどうやって取りますか？

Q2. 非課税証明書を取りたいのですが、
所得の申告をしていません。

Q3. 非課税証明書はどこで発行できますか？

Q4. 住民税が非課税かの確認方法がわかりません。

左記のような、税に関するご質問については、
千葉県社会福祉協議会では回答することが
できません。

お住まいの地域の市町村役場の課税担当に
お問い合わせください。

2 今後の償還について(免除の対象にならない方へ)

フローチャートの結果 P.5 を案内された方

・免除の対象とならない方は、貸付金を償還いただくことになります。以下をご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

●今後の償還(返済)までのスケジュールについて

- ・令和5年(2023年)1月から、口座振替による償還(返済)となります。
- ・令和4年(2022年)10月頃に、「償還開始のご案内」を送付いたします。

令和4年(2022年)									令和5年(2023年)	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		● 本文書発送				↔ 「償還開始のご案内」			● 償還開始 →	

●償還(返済)方法について

口座振替による償還

貸付決定通知書を発送の際に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を同封しております。

お手続きがまだお済みでない方はお早目のご提出をお願いいたします。

※インターネットバンクには対応しておりません。

●口座振替日 毎月27日が振替日となります。

ただし、当日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日の振替となります。

【例】27日が土曜日の場合 → 振替日は29日(月)

毎月27日に口座に入金しても引落がかりませんので、前営業日までに必ず振替口座にご用意をお願いいたします。

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26 ★振込期限	27	28
29 ❖引落	30	31				

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26 ★振込期限	27 ❖引落	28	29	30	31	

●口座振替手数料

1件につき100円かかります。この手数料は借受人様のご負担(100円/件)となります。

例) 緊急小口資金と総合支援資金(初回)を借受の場合は、200円かかります。

●実際の振替金額

月々の償還計画額に振替手数料100円を合計した金額となります。

例) 毎月の償還金額が5,000円 → 振替金額は5,100円

●口座振替ができなかった場合

再振替は行っておりません。残高不足等の理由により振替不能となった場合、「振替不能通知」および「払込取扱票」を送付します。

当月分については金融機関からお振り込みください。この際の振込手数料は借受人様のご負担となります。

△ 連続6回振替不能になった場合、口座振替停止となります。ご注意ください。

3 住所変更届・氏名変更届について(住所・氏名などが変わった方へ)

●住所・氏名など変わった方は住所変更届・氏名変更届の提出をお願いします

- ・同封の住所変更届・氏名変更届に必要な事項を記入のうえ、**住民票など(氏名変更の場合は旧姓が記載されたものです)**と一緒に返信用封筒で送付してください。
- ・返信用封筒を既に使ってしまった場合や紛失してしまった場合は、市販の封筒をご用意いただき、郵送してください。

✓こんなときに変更届が必要です!

No.	記載項目	主な添付書類
1	引越しをして住所が変わった	前住所と現住所が記載された世帯全員と記載のある住民票(発行日より3ヶ月以内)
2	姓が変わった	新しい姓および旧姓が記載された世帯全員と記載のある住民票(発行日より3ヶ月以内)
3	借受人が死亡している	住民票の除票 または 除籍謄本 (住民票は発行日より3ヶ月以内)

提出先はお住まいの市町村社協ではなく、
下記【申請・問い合わせ先】まで

4 其他のご案内

●自立相談支援機関 相談窓口一覧

- ・「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。
- 働かなくても働けない、住む所がないなど、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉資金部(コロナ特例貸付担当)

【住 所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2丁目5番15号
塚本千葉第三ビルディング8階

【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9:30～16:00

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



【お願い】・書類の直接受付はしておりません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。

- ・この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。
- ・一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。

5 For Foreigners

にほんご が わからないかた は、コールセンター に でんわ してください

▶でんわ ばんごう: **050-2018-7007** ▶うけつけ じかん: へいじつ **9:30 ~ 16:00**

If you do not understand Japanese, please contact the call center.

▶Contact Number: **050-2018-7007** ▶Reception Time: **9:30 a.m. to 4:00 p.m.** (on weekdays)

不懂日语的人士，请致电呼叫中心。

▶电话号码 **050-2018-7007** ▶营业/停业 平日 **9:30至16:00**

일본어를 못하시는 분은 콜센터로 전화 주시기 바랍니다.

▶전화번호 **050-2018-7007** ▶접수시간 평일 **9:30~16:00**

Nếu bạn không hiểu tiếng Nhật thì hãy gọi cho tổng đài.

▶Số điện thoại: **050-2018-7007** ▶Thời gian tiếp nhận: Ngày thường **9:30~16:00**

ဂျပန်ဘာသာနားမလည်သူများ Call Center သို့ ဖုန်းဆက်ပါ။

▶ဖုန်းနံပါတ် - **050-2018-7007** ▶ဖုန်းလက်ခံချိန် - ရုံးဖွင့်ရက် **9:30-16:00**

[Application and contact details]

Chiba Council of Social Welfare Welfare Funding Division (COVID-19 Special Loan Section)

【Address】 8F Tsukamoto Chiba No. 3 Bldg., 2-5-15 Fujimi, Chuo-ku, Chiba 260-0015

【Contact Number】 ☎ **050-2018-7007**

【Reception Time】 **9:30 ~ 16:00** (on weekdays)

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



[Notes] • This venue does not receive documents.

Please do not carry out procedures by bringing documents here.

• Note that it may be difficult to contact the call center by phone immediately after you receive this notice.

• Note that submitted documents cannot be returned.

償還免除要件一覧

償還免除要件	申請に必要な書類	償還免除対象金額
【要件①】 借受人及び世帯主の令和3年度 または令和4年度の住民税が均等割・ 所得割いずれも非課税と証明されて いる方	同封の冊子に詳しく記載されていますので、 ご確認ください	
【要件②】 生活保護を受給されている方	これらの要件に該当する方は お問い合わせください 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 コロナ特例貸付担当 TEL 050-2018-7007	免除対象年度ごとの申請 が必要となります
【要件③】 精神保健福祉手帳（1級）または身 体障害者手帳（1級または2級）の 交付を受けた方		
【要件④】 借受人が死亡している場合		死亡届が提出され、償還 を希望しない場合は全額 免除となります
【要件⑤】 借受人が失踪宣告している場合		免除対象年度ごとの申請 が必要となります
【要件⑥】 自己破産の手続きが完了している方 ※1		免責決定通知が既に本 会に送付されている場 合は手続きは必要あり ません。 全額免除となります
【要件⑦】 個人再生の手続きを行い、 返済が完了し、免責が確定している方 ※2		

※既に償還した金額は免除対象外となります。

※要件②、③については、償還開始以後（償還が猶予された期間を含む）に要件に該当した場合となります。

※1※2 免責決定通知が既にこちらに送付されている場合は手続きは必要ありません。

20220601